

日本学術振興会の役員の退職手当の支給の基準の変更について

変更の理由

平成24年11月に改正された国家公務員退職手当法等において、退職給付における官民格差の解消等を図るため、平成25年1月から国家公務員の退職手当を段階的に引き下げることにされたことを踏まえ、独立行政法人における役員の退職手当についても、国家公務員に準じて必要な措置を講ずるもの。

関係法令等

○独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三号)(抄)

(役員の報酬等)

第五十二条

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

○国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(平成24年8月7日閣議決定)(抜粋)

- 1 官民の支給水準の均衡を図るために退職手当法上設けられている「調整率」を次表のとおり、段階的に引き下げる。調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。

期間	調整率
現行	104/100
平成25年1月1日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日以降	87/100

<参考>

段階的な引下げ措置については、過去の引下げ時の段階的措置に比べ、1回当たりの引下げ幅を2倍程度とし、かつ、引下げ間隔を1年から9か月に短縮する。

- 5 独立行政法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員を除く。)の退職手当については、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、通則法等の趣旨を踏まえつつ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う。

独立行政法人日本学術振興会 役員退職手当規程 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後	変 更 前
<p>第1条（略）</p> <p>（退職手当の額）</p> <p>第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に <u>100分の10.875</u> の割合を乗じて得た額に、独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。ただし、第4条第1項及び第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に <u>100分の10.875</u> の割合を乗じて得た額に、独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p> <p>第3条～第11条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（退職手当の額）</p> <p>第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に <u>100分の12.5</u> の割合を乗じて得た額に、独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。ただし、第4条第1項及び第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に <u>100分の12.5</u> の割合を乗じて得た額に、独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p> <p>第3条～第11条（略）</p>

附 則（平成25年規程5号）

（施行期日）

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

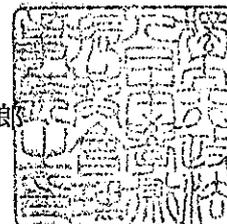
（経過措置）

2 改正後の第2条の規定の適用については、同条中「100分の10.875」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の12.25」と、同年10月1日から平成26年6月30日の間においては、「100分の11.5」とする。

学振総第195号
平成25年3月29日

文 部 科 学 大 臣 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 安西 祐一郎



「独立行政法人日本学術振興会役員退職手当規程」の改正について（届出）

このたび、独立行政法人日本学術振興会では、標記規程を別紙のとおり改正しましたので、独立行政法人通則法第62条の規定に基づき届出ます。

○独立行政法人日本学術振興会役員退職手当規程

〔平成 15 年 10 月 1 日〕
規 程 第 1 1 号

改正 平成 16 年 2 月 6 日 規程第 1 号

改正 平成 22 年 11 月 30 日 規程第 25 号

改正 平成 25 年 3 月 25 日 規程第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第 2 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、退職の日におけるその者の本給月額に 100 分の 10.875 の割合を乗じて得た額に、独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た金額とする。ただし、第 4 条第 1 項及び第 5 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に 100 分の 10.875 の割合を乗じて得た額に、独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第 3 条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは 1 月と計算するものとする。

2 前条第 1 項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次 1 月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に 1 月を減ずるものとする。

(在職期間の計算等の特例)

第 4 条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する職員を

いう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条第1項ただし書きの適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条第1項の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間(国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。)を国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給)

第6条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第2項又は第3項の規定により解任されたとき(同条第2項第1号の規定により解任されたときを除く。)は、当該役員に退職手当は支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、業績勘案率を1.0とし算出する退職手当の額以内の額(以下この条において「暫定退職手当額」という。)を、役員の退職の日以降に支

給することができる。

- 3 前項の規定により暫定退職手当額が支給された場合は、当該暫定退職手当額は第1項の規定により支給する退職手当の額（以下この項において「決定支給額」という。）の内払とみなし、業績勘案率が決定した日以降遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

（退職手当の支払いの差止め）

第7条 退職手当の支払いの差止めの取扱いについては、国家公務員退職手当法第13条の規定を準用する。

（退職後禁固以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第7条の2 退職後禁固以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限の取扱いについては、国家公務員退職手当法第14条の規定を準用する。

（退職手当の返納）

第7条の3 退職手当の返納の取扱いについては、国家公務員退職手当法第15条の規定を準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第7条の4 遺族の退職手当の返納の取扱いについては、国家公務員退職手当法第16条の規定を準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第7条の5 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付の取扱いについては、国家公務員退職手当法第17条の規定を準用する。

（退職手当の支給制限等処分に係る委員会の取扱い）

第7条の6 退職後禁固以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限、退職手当の返納、遺族の退職手当の返納、退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付の手続きを行う時には、別に定める委員会の議を経なければならない。なおその手続きの取扱いについては、国家公務員退職手当法第18条の規定を準用する。

（遺族の範囲及び順位）

第8条 第6条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあ

った者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者

2 前項第2号及び第3号の規定中父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(遺族からの排除)

第9条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 役員を故意に死亡させた者

二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第11条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 振興会成立の前日まで日本学術振興会（以下「旧振興会」という。）の役員であって、引き続き役員に任命された者の在職期間は旧振興会の在職期間を含むものとし、旧振興会の在職期間に係る退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、日本学術振興会役員退職規程の一部を改正する規程（平成14年3月29日規程第4号）附則第2項の規定により算出した額とする。

附 則（平成16年規程第1号）

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年2月6日から施行し、平成16年1月1日から適用する。

2 平成15年12月31日までの在職期間に係る退職手当の額については、改正後の第

2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年規程第 25 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 施行日後に退職する者に関する、旧振興会の在職期間及び、振興会成立後、平成 15 年 12 月 31 日までの在職期間に係る退職手当の額については、平成 15 年規程第 11 号附則第 2 項及び平成 16 年規程第 1 号附則第 2 項の規定にかかわらず、第 2 条の規定により算出した額とする。

附 則（平成 25 年規程第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第 2 条の規定の適用については、同条中「100 分の 10.875」とあるのは、平成 25 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 12.25」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日の間においては、「100 分の 11.5」とする。

国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について

〔平成 24 年 8 月 7 日〕
閣 議 決 定

国家公務員の退職手当については、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解並びに「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の報告を踏まえ、次のとおり、退職給付における官民較差の解消等を図ることとする。

このため、1 及び 2 の措置を講ずるための国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。）の改正案を国会に提出し、早期に退職手当の支給水準の引下げを行うこととする。

- 1 官民の支給水準の均衡を図るために退職手当法上設けられている「調整率」を次表のとおり、段階的に引き下げる。調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。

＜期 間＞	＜調整率＞
現行	104/100
平成 25 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 9 月 30 日	98/100
平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 26 年 6 月 30 日	92/100
平成 26 年 7 月 1 日以降	87/100

＜参考＞

段階的な引下げ措置については、過去の引下げ時の段階的措置に比べ、1 回当たりの引下げ幅を 2 倍程度とし、かつ、引下げ間隔を 1 年から 9 か月に短縮する。

- 2 再就職あっせんの禁止等に伴い在職期間が長期化している状況等を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図る観点から、早期退職募集制度を導入するとともに、現行の定年前早期退職特例措置の内容を拡充し、募集に応じ認定された退職者に適用する。

拡充後の同措置の内容は、定年前 15 年以内に退職する勤続 20 年以上の者を対象として、定年前 1 年につき最大 3 % の割増しとし、具体的には政令で定める。

- 3 退職手当に関する 1 及び 2 の措置を通じ、退職給付における官民較差（平均 402.6 万円）の全額を解消する。

4 今回の人事院の調査結果においても、民間企業では、早期退職募集を効果的に行うため、給付面での措置以外にも、民間の再就職支援会社の活用等の様々な再就職支援を併せて行うことが相当程度普及していることが示されたところである。

これを踏まえ、公務においても、2の措置に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うなどの方策について検討し、早急に実施に移す。

その際、各府省による再就職あっせんを禁止している現行の再就職規制を遵守するとともに、再就職支援の仕組みや実施状況について透明性を確保する。

5 独立行政法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。）の役職員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員を除く。）の退職手当については、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、通則法等の趣旨を踏まえつつ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う。

また、特殊法人等の役職員の退職手当についても、同様の考え方の下、必要な措置を講ずるよう要請等を行うとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。

6 地方公務員の退職手当については、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、各地方公共団体において制度の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。